

SDGs 活用販路開拓モデル創出事業公募要領新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">SDGs 活用販路開拓モデル創出事業公募要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p><u>本事業の対象は、以下のいずれかに該当し、令和2年2月末日までに完了する事業です。</u></p> <p>(1) 県内中小企業がSDGsの達成に資する製品・役務の販路開拓を行う事業（モデル事業）の経費の一部を補助します。</p> <p>(2) 前号の補助を受ける事業実施者（以下、「補助事業者」という。）の取組に対して、県からの受託事業者が、伴走型支援（一対一で課題解決の支援）を行います。</p> <p>3 対象者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助対象外となる申請及び事業計画 次に掲げる事業は補助対象となりません。審査において、以下に該当するとされた場合は不採択となります。また、採択・交付決定後に以下に該当すると確認された場合も、採択・交付決定が取消しとなります。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 令和2年2月末日までに完了しない事業</u></p>	<p style="text-align: center;">SDGs 活用販路開拓モデル創出事業公募要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 県内中小企業がSDGsの達成に資する製品・役務の販路開拓を行う事業（モデル事業）の経費の一部を補助します。</p> <p>(2) 前号の補助を受ける事業実施者（以下、「補助事業者」という。）の取組に対して、県からの受託事業者が、伴走型支援（一対一で課題解決の支援）を行います。</p> <p>3 対象者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助対象外となる申請及び事業計画 次に掲げる事業は補助対象となりません。審査において、以下に該当するとされた場合は不採択となります。また、採択・交付決定後に以下に該当すると確認された場合も、採択・交付決定が取消しとなります。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ その他</p>

<p><u>キ</u> その他 (ア)～(オ) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 留意事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 本事業は<u>交付決定日の属する事業年度2月末日までに完了し、その日から起算して10日を経過した日</u>までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。</p> <p>エ～シ</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 その他</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 留意事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 本事業を完了したときは、<u>その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限から起算して30日を経過した日のいずれか早い日</u>までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。</p> <p>エ～シ</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 その他</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
---	---